

首都圏における三重の総合プロモーション推進業務 質問回答

令和7年9月8日

No.	質問内容	回答
「企画提案コンペ参加仕様書について」		
1	三重県物件登録等電子調達システム利用登録者である場合は、本店の代表者でない場合でも委任状(様式2)の提出は不要でしょうか。	三重県物件等電子調達システム利用登録者である場合は、委任状(様式2)の提出は不要です。
「業務仕様書について」		
2	プロモーションイベントの開催期間に制限はありますか。令和8年2月中下旬の土曜日、日曜日、祝日を2日以上なら何日開催でも問題無いでしょうか。	令和8年2月中下旬の土曜日、日曜日、祝日を2日間含めたうえで、それ以上の期間開催することについては、問題ありません。
3	開催時間に関する制限はありますか。(●時間以上等)	1日あたりの開催時間については、連続した6時間以上とします。開始时间及び終了時間についての定めはありませんが、早朝及び夜間は不可とします。
4	出展者(物販、ワークショップ)募集業務も含まれますか。	物販、ワークショップ含む出展者の募集業務についても、県との協議のうえ、実施してください。
5	出展者の選定については、三重県様との協議という考えで問題無いでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	出展に係る費用(造作、装飾等)は、または一部を出展者へ負担していただく形式で出展料を徴収、または売上から充当するという考え方は可能でしょうか。	出展費用の徴収及び売上の充当は不可とします。
7	広報は概ねいつ頃から実施可能でしょうか。	広報については、イベント本番の概ね1か月前からの実施を想定しています。
8	来年2月の「プロモーションイベント」開催前に、広報の一環として前哨戦のリアルイベントを開催することは可能でしょうか。	可能とします。企画提案内容に盛り込む場合、その旨を企画提案書へ記載してください。
9	「三重県フェア」の商品の選定は、三重県様のご対応でよいでしょうか。	「三重県フェア」で取り扱う商品については、一旦は県から候補となる商品を提案したうえで、受託事業者と協議し、最終的に決定することとします。